

山形大学附属小学校再開ガイドライン

【目次】

I	基本方針について	2
II	新型コロナウイルス感染症対策について	
1	家庭と連携した基本的な健康習慣の徹底と免疫力（抵抗力）の強化	2
2	風邪やインフルエンザ等と同様の「もらわない、うつさない」自己管理の徹底	2
3	ウイルスに感染しやすい「3つの条件が同時に重なる場所や場面」の回避	3
4	感染拡大防止対策を踏まえた本校児童の登下校について	4
III	学校の教育活動について	
1	学習指導に関する事	4
2	式及び修学旅行等の学校行事の実施に関する事	6
3	学校給食に関する事	9
4	合唱部及び弦楽部活動に関する事	9
5	教育実習に関する事	9
6	保護者の学習参観及び作品展に関する事	10
IV	感染拡大防止対策を踏まえた全般的な取組について	
1	新型コロナウイルス感染症についての指導と学習	10
2	「3つの条件が同時に重なる場所や場面」を回避する工夫	10
V	その他の配慮事項について	
1	出席停止の取り扱いについて	11
2	医療的ケアが日常的に必要な児童や基礎疾患等のある児童等について	12
3	海外から帰国した児童（編入希望者を含む）への対応について	12
4	心のケアについて	12
5	感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の抑止について	13
6	教職員の出勤等の服務について	13
7	学童保育みのりクラブとの連携について	13
8	児童又は教職員の感染が判明した場合の臨時休業の考え方について	13
9	児童又は教職員の感染が判明した場合の対応【フローチャート】	15
10	児童又は教職員が濃厚接触者となった場合の対応について	16
11	同居している家族等が濃厚接触者と特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合の初動対応	16

I 基本方針について

国（政府）の専門家会議が提言する内容の「新型コロナウイルス感染症予防」に関する基本的なことを、本校教職員一人一人がしっかりおさえるとともに、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて」（2020.6.5 文部科学省）及び、学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（2020.6.5 文部科学省）、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」（2020.12.3 文部科学省）、「新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（2021.1.8 文部科学省・スポーツ庁・文化庁）、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた、小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（2021.1.14 文部科学省・スポーツ庁・文化庁）等に基づき、大学本部と、県や市町村教委、地域の校長会等の対応方針との調整も図りながら、本校の実情に応じて主体的に判断し対応する。

II 新型コロナウイルス感染症対策について（令和3年3月8日時点）

大原則

岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の6府県で3月1日、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除された。感染者は減少したものの、感染拡大への懸念は根強く、ワクチン接種が広がるまでは、感染者増加のリバウンドに警戒感を緩めていない。東京都、埼玉、千葉、神奈川の4都県も、「ステージ4」（爆発的感染拡大）から「ステージ3」（感染急増）相当に新規感染者数が減少しているものの、減少スピードが鈍化し、病床使用率の高い地域があるなど医療体制が厳しい状況が続いている。菅首相は3月5日の政府対策本部で、4都県に発令中の新型コロナウイルス緊急事態宣言に関し、3月7日の期限を3月21日まで延長することを正式決定した。

一方、山形県は、2月28日から3月7日まで8日連続で新規感染者の公表はゼロが続いており、山形市も、2月20日から3月7日まで16日連続で新規感染者の公表はゼロが続いている。新型コロナウイルス対策で、政府が1月13日に1都3県から11都府県に拡大した緊急事態宣言により、山形県内の感染者数（その日までの1週間の平均値）は2月1日をピークに確実に減少している。このような感染状況を踏まえ、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部は、3月7日に本部会議を開催し、昨年12月10日以来、県独自の注意・警戒レベルを4（【特別警戒】感染が拡大傾向にある状態）から3（【警戒】感染の広がりが懸念される状態）に引き下げた。

しかしながら、新型コロナウイルスの変異株が19都道府県に拡大し、現状より急速に拡大するリスクが高いこと、1週間の新規感染者数の前週比で、首都圏や東北、関西など18県で増加に転じていることなど、今後も感染拡大を警戒する必要がある。

こうした中でも、持続的に子どもたちの教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。今後とも、「新しい生活様式」を踏まえ、学校教育活動の実施に当たり必要な措置を講じながら、学校教育ならではの協働的な学び合いを保障することを目指していく。

1 家庭と連携した基本的な健康生活の徹底と免疫力（抵抗力）の強化

- (1) バランスの良い食事
- (2) 適度な運動
- (3) 夜更かしせず、しっかり睡眠

2 風邪やインフルエンザ等と同様の「もらわない、うつさない」自己管理の徹底

- (1) 体調がすぐれない場合は登校せず、自宅で休養させることを徹底する。

※ 県が注意・警戒レベルを3（【警戒】感染の広がりが懸念される状態）に引き下げたため、同居の家族に風邪症状が見られることのみをもって、児童に自宅待機を求めることはしない。ただし、連絡・m o b i オンラインシステムを活用した児童と同居家族等の健康観察を引き続き徹底しながら、保護者と連携して感染防止対策に努める。

◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

◎ 登校前に確認できなかった児童等については、保健室等別室での検温及び風邪症状の確認→家庭への連絡・確認

文部科学省では、学校関係者に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に速やかな報告を求めており、学校が本格的に再開し始めた令和2年6月1日から12月31日までの間に報告があった件数は、小学校の場合、感染経路が「校内」だった割合は6%である一方で、家庭内感染が75%を占めていた。また、同一の学校において複数の感染者が確認された事例は、小学校の場合、2人が56%と最も多く、次いで3人以上5人未満が28%だった。これは、小児が成人に比べて感染しにくい可能性があるという医学的知見と、各学校における感染拡大防止のための日々の工夫や努力によるところも大きいといえる。

本校はこれまで、「にこにこ健康カード」による家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認を行っていたが、カード忘れや確認印の漏れの児童が一定の割合で続いており、その確認作業が朝の学習活動に影響していたため、株式会社アイアールにシステム開発を依頼し、2月1日から「連絡・m o b i オンラインシステム」の正式運用を開始している。健康カード未入力の場合は、これまで欠席・遅刻の電話に対応していた教頭・教務主任等が、健康状態についての確認の電話をするため、担任の負担は軽減されている。しかしながら、1か月以上経った現在でも、直近1週間の一日平均で、約20名の児童の電話確認に、午前8時頃から45分間程度の時間が必要である。

本ガイドラインの更新によりこの現状を保護者に周知し、家庭から学校に感染を広げないためにも、毎朝の検温及び風邪症状の確認の徹底を再度お願いする。それと同時に、国が推進している諸手続きの電子化（紙の書類・印鑑の省略）を推進するため、未入力児童の保護者への一斉メール送信での確認ができるようなさらなるシステム開発を、株式会社アイアールに要望しているところである。

(2) 適時・適切なマスクの着用等の咳エチケット

(3) 手洗い、うがい、適切な給水等の徹底

3 ウイルスに感染しやすい「3つの条件が同時に重なる場所や場面」の回避

(1) 換気が悪い密閉空間

(2) 人の密集

(3) 近距離での会話や発声 + 一定の場所での長時間の学習活動

- ① 換気の徹底：教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。
- ② 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等：多くの学校においては人の密度を下げることに限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなどするよう指導すること。
- ③ 濃厚接触の定義となる(1) 1m以内、(2)対面、(3)マスク無し、(4) 15分以上の継続した会話の4条件が全て揃う状況をつくらないように工夫しながら教育活動を行うこと。

4 感染拡大防止対策を踏まえた本校児童の登下校について

- (1) 学校教育においては感染状況の拡大・収束の状態によらず、「新しい生活様式」の考え方も踏まえつつ、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させた学校生活を、児童と教職員が共通理解を図りながら構築していく。令和2年6月22日（月）以降、時差通学なしの通常日課による再開を果たし、7月1日（水）からは、「附小の子ども」に則った制服による自力登下校を基本とするが、不安な場合は引き続き体育着による臨時登下校も認めている。
- (2) 登下校については、不安な場合は引き続き、徒歩可能な地点（1キロメートル程度）まで、家庭から送ってもらう等の協力を得たり、低・中・高学年で下校バス時刻に時差を設けたりするなど「混み合うバス通学」を可能な限り回避する。ただし、自家用車での送迎の場合は、学校近辺での送迎は交通量が多くなり危険なため保護者にご遠慮願うとともに児童にも指導する。
- (3) 登下校中においても、人との距離に気を付け、できるだけマスクを着用することを指導する。バスを利用する際は原則としてマスクを着用し、なるべく会話をしないことを守るように指導する。

Ⅲ 学校の教育活動について（現時点では、令和2年度版をそのまま掲載） 令和3年4月1日以降改訂予定

1 学習指導に関すること

- (1) 児童の負担過重にならないように十分配慮しながら、長期休業期間等を短縮したり、時間割編成を工夫したりして、授業時数を無理のない形で確保していく。
 - ① 夏季休業・・・8月6日（木）～8月17日（月）（12日間）
※ 授業日としては8日分の増（約40時間の増）
 - ② 秋季休業・・・なし
※ 授業日としては3日分の増（約15時間の増）
※ 10月6日（火）～12日（月）まで5校時授業にし、16：00～18：00まで全保護者を対象に個別の教育懇談を行う
 - ③ 年末年始休業・・・12月19日（土）～1月5日（火）（18日間）
※ 授業日としては1日分の増（約5時間の増）
 - ④ 時間割編成の工夫による水曜日の授業コマ数の増加
※ 約30時間の増
※ 習い事等家庭の様々な状況にも配慮し、昼休み・清掃の時間を短縮して下校の

時刻はできるだけこれまでと変わらないように工夫

	通常の水曜日の時程（昼以降）	7月2週からの水曜日の時程（昼以降）
昼休み・掃除	13:15～13:50	13:15～13:30
5校時	13:55～14:40	13:30～14:15
6校時		14:20～15:05
帰りの会	14:40～15:00	15:05～
下校	1～3年 15:00 4～6年 15:10	2年 15:15 15:25 学生バス 3・4年 15:25 15:39 路線バス 5・6年 15:25 16:09 路線バス

(2) 学習内容の精選・軽重をつけることができる部分を学年・教科部で洗い出し、各単元の指導計画を見直して効果的・効率的な学年・学級カリキュラムを編成する。

- ① 小学校及び中学校学習指導要領は、通常は年間35週（小学校1年生は34週）を標準的に考えて作成されている。小学校6年生であれば、週29コマ×35週＝1015時間の年間授業時数が標準時数になる。この標準時数のおおよそ9割を目処に圧縮して各単元の指導計画を見直す。

例：6年生の年間授業時数（行事を除く）

教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外国語	道徳	総合	学活	計
標準時数	175	105	175	105	50	50	55	90	70	35	70	35	1015
9割	156	95	158	95	45	45	50	81	63	31	63	31	913

授業時数・時程の工夫により確保した年間総時数（6月1日時点） **960 1/3 時間**

- ② 年間を通して単元で構成されている内容や、教科横断的な学習が可能な内容について、関連づけて指導したり、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科について、内容の一部を次年度に移行したりするなど、効果的・効率的な学年・学級カリキュラムを編成する。これにより、配当時数が10時間の単元なら、第1時と第2時、第7時と第8時は1時間で扱い、第9時と第10時はまとめと定着をじっくり取り組むなど、教科・単元の内容により軽重をつけた単元構成の工夫が可能となる。

第1時	第2時	第3時	第4時	第5時	第6時	第7時	第8時	第9時	第10時
第1時 第2時	第3時	第4時	第5時	第6時	第7時 第8時	第9時	第10時 8時間 配当		10時間 配当

前単元の続きで学習できるように単元を入れ替え、導入部分を縮減する。

他教科と関連付けて後で学習する。

(3) 感染症対策を行った上で3密などの問題から実施困難な学習等は、家庭と連携を図りながらICTの活用を進め、家庭学習と連動した学習サイクルをつくるなど単元構成を工夫して実施していく。

- ① 感染症対策を行った上で3密などの問題から学校での学習に困難を伴う技能教科等の学習は、知識・技能の基礎的・基本的内容を精選しながら取り組む。ただし、系統性があり知識・技能の習得が大切な内容は、優先的に当初の時数を確保しながら

学校での学習を行う。そのために、家庭と連携を図りながらICTの活用を進め、家庭学習と連動した学習サイクルをつくるなど単元構成を工夫して実施していく。

- ② 教室は、身体的距離をできる限り確保するために座席の配置を交互にしているが、「密接」を避けるのは困難な状況である。系統性があり知識・技能の習得が大切な実技・実習等の学習内容は、濃厚接触の定義となる①1m以内、②対面、③マスク無し、④15分以上の継続した会話の4条件が全て揃う状況をつくらないように工夫しながら、優先的に実施する。
- ③ GIGAスクール構想の推進により校内Wi-Fiの環境整備が済み、令和2年11月25日には各家庭に個人のIDとパスワードをお便りと一緒に配付し、家庭での使用も視野に入れたアナウンスを行っている。その後204台のChromebookを全児童でシェアをしながら利用を開始し、12月までに、担任に加え全学年にICT推進教員とGIGAサポーターが入り、チームで初期指導を行った。1月以降は、1・2年生はPC操作体験、3・4年生はプログラミング体験、5・6年生は各学年・学級カリキュラムに基づく学習でのPC活用を既に行っている。さらに、2月24日に386台のChromebookが整備され、残り41台が3月22日に揃う予定である。

2 式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

- (1) 行事を精選し、重点化や準備時間の縮減を図りながら活動内容を工夫して実施したり、中止した場合は6年間の学びを見通して次年度以降の学びで担保したりする。
 - ① 「附属学校園で学び合う仲間『友だち』を大切に作る子ども」を育てるために欠かせない学習活動であるみのり遠足やみのりSF、みのり登山といったみのり班活動に関わる行事に重点化し、感染症対策を行った上で実施できる内容を検討する。
 - ② 宿泊学習、演劇教室、市陸上運動記録会、市水泳記録会、合同音楽祭などの行事の中止による時数を確保と同時に、感染症対策を踏まえた様々な体験活動の工夫と充実を図ることで、当該学年で育成を目指す資質・能力が育まれるようにしていく。

○中止になった主な行事

入学式、新任式、始業式、1年生を迎える集会、開校記念式、春の授業づくり研修会、宿泊学習、わくわく体カウィーク、教育懇談週間、水泳の納会週間、市陸上運動記録会、市水泳記録会、合同音楽祭、演劇教室、3・4年スキー教室2回目、学習参観・校内絵画作品展 11月21日(土)、学習参観(全学年)・学級懇談会(1年～5年) 令和3年1月29日(金)

○内容変更・延期等になった行事

・みのり遠足→みのり集会

・教育課程説明会5月29日(金) → 「学校全体の教育課程」の説明 6月26日(金)

18:00ごろ～29日(月)12:00まで

Google Drive上にアップロードした動画配信

6年 7月13日(月) 5年 7月14日(火)

4年 7月15日(水) 3年 7月16日(木)

2年 7月17日(金) 1年 7月20日(月)

※1・6年は学年懇談会と学級懇談会、2～5

年は学年懇談会のみ

・修学旅行11月16日(月)～18日(水) → 令和3年2月2日(火)～4日(木)

3つの方法から選択

①Zoomを利用したオンライン参加

②来校しての体育館での参加

③Google Drive上にアップロードした動画の視聴

- ・各種健康診断
- ・弦楽、合唱部の部活動（NHK学校音楽コンクール 中止）
- ・弦楽・合唱クリスマスコンサート12月3日（木）→動画撮影・DVD配付（部員のみ）
- ・6年生を送る集会・ゆずりはフェスティバル2月26日（金）→3月5日（金）
- ※ 修学旅行が2月に延期となったため
- ※ フェスティバルは動画撮影・各みのり班教室で視聴、保護者にYouTubeの限定配信
- ・学級懇談会（6年）令和3年1月29日（金）→6年1組令和3年3月9日（火）
- ※ 中学校進学に向けて

6年2組	令和3年3月10日（水）
6年3組	令和3年3月11日（木）

（2）修学旅行について

教育的意義は大きく、学校生活における諸活動の中でも参加する児童にとって最も強い印象として残り得る極めて価値のある教育的体験活動である。今後とも校内における感染防止策の実施や、修学旅行の行程上における感染防止策の検討等、修学旅行を実施すべく最大限の努力をしていく。旅行先については、当初の予定どおり「北海道函館市周辺」を予定しているが、令和3年2月2日（火）～4日（木）の実施に向けて、本校の「修学旅行の中止等の判断基準」の「判断基準1（山形市内の感染状況）」と「判断基準2（行先の市町村の感染状況）」を基に感染状況を見守りながら、児童及び教職員の安全を第一に考え適切に判断していく。

○これまでの経緯

- ・9月18日付の修学旅行説明会の案内と、9月28日付の学年便りの内容等を受けて、修学旅行についてのアンケートをオンラインで実施。
- ・10月13日（火）の保護者説明会の際に、不安や問い合わせについて回答。
- ・11月7日（土）に北海道の鈴木知事が、北海道独自の「警戒ステージ」を「3」に引き上げる。
- ・11月9日（月）その後も感染拡大は止まらず、1日当たりで初めて200人に達したため、11月16日（月）～18日（水）に予定していた修学旅行は再度「延期」とする。
- ・12月7日（月）に再度保護者説明会をし、「第1案 函館市・白老町・洞爺湖町」、「第2案 会津若松市・日光市」、「第3案 山形県内」の三つの計画を同時並行で進め、「地理軸を遠方に伸ばし、そこで出会う学習材から歴史軸を伸ばすことで、比較対象を明確にしながら郷土山形を見つめようとする子ども」を目指していくことを伝える。
- ・12月25日（金）が第1次キャンセル最終日（函館周辺プランのキャンセル無料）であったため、校長、教頭、教務、ゆずりは学年担任団で協議し、プラン1の函館周辺への修学旅行を「中止」と決定し、保護者に連絡メールで知らせる。
- ・令和3年1月8日（金）に、山交観光の担当者に宿泊先と交渉してもらい、キャンセル料がかからないように対応していただく。1月9日（土）の附属中学校入試後、会津・日光プラン、山形県内プランの実施判断を保留することを、保護者に連絡メールで知らせる。
- ・1月15日（金）に校長、教頭、教務、ゆずりは学年担任団で協議し、プラン2の日光・会津方面への修学旅行を断念してプラン3の山形県内にシフトすることを、保護者に連絡メールで知らせる。
- ・1月22日（金）に学年通信No. 370を配付し、山形県内プランにおける目指す子どもの姿と具現化を図る日程等について、米沢上杉の歴史学習、あつみ自然体

験、羽黒山山伏との交流、冬の最上川舟下り、新庄市森ノミクス学習など、普段は体験できない活動を用意したことや、交通及び宿泊面の安全性について知らせる。また、修学旅行の実施可否について協議し、山形県内プランを予定どおり実施する判断を、保護者に連絡メールで知らせる。

- ・ 1月29日（金）に修学旅行の実施可否について協議し、予定どおり実施する最終判断と、2泊目の観松館に加え、1泊目の八乙女においても、本校の貸切で利用させていただくことを、保護者に連絡メールで知らせる。

（3）学年創造活動や体験活動

学年・学級カリキュラムの重点活動のまとめ・表現の場として行う「学年創造活動」については、当初、保護者の皆様に直接発表したり質問を聞いたりする活動を予定していた学年もあった。今後の感染状況の変化やそれに伴う休校等を想定して、感染リスクを低減させるとともに、教育活動の重点的な実施を進めていった。1年生は、劇「げんき!ゆうき!なつつぶき!!～みのりにんじやの せいちょうものがたり～」、2年生は、1年生を招待した「はなうめまつり」、3年生は、夢色ランプにこめた思いや願いをスピーチした「とちのきミュージアム～芸術の秋を楽しもう～」、4年生は、感染防止対策を取りながらの「ななかまどミニコンサート～10才のありがとう～」、5年生は、プレゼンを工夫した「未来をつくる なつめっ子 ポスターセッション」、6年生は、在校生への感謝とエールを演奏に込めた「ゆずりはフェスティバル」を実施し、保護者には動画配信という形で発表した。

スキー教室や雪上教室などのさまざまな体験活動やみのり班活動については、子どもたちに豊かな情操を育み、これからの社会をつくる上で必要な資質・能力を育てていく観点から、感染防止対策を取りながら、予定どおり実施した。県の注意・警戒レベルがレベル4（【特別警戒】感染が拡大傾向にある状態）に引き上げられていたため、昼食をはさんで活動の様子を写真とともに連絡メールで知らせた。

（4）卒業式並びに入学式について

「感染しない、させない」の自己管理の徹底と、ウイルスが感染しやすい「3つの条件が同時に重なる場所や場面」の回避、加えて、一定の場所での長時間活動を避けること（原則、1授業時間の60分以内）を基本方針として、文部科学省及び山形県教育委員会の通知等にあるとおり、式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮して実施すること、参加者については、卒業生並びに新入生、保護者、教職員を原則に、在校生は必要最小限の参観とすること、また、来賓の参加はご遠慮願うことを、4附属学校園長間で共通理解を図った。

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応として、式への参加は、卒業生並びに新入生とその保護者（お子さん一人につき2名以内）及び一部の来賓（卒業式のPTA会長のみ）、一部の教職員（管理職と卒業担任並びに新入生担任、運営担当教員）に限定し、在校生は各教室でオンラインでの参加とする。また、会場の入り口にアルコール消毒を設置し、体育館は高窓を開放し換気した状態で、参加者にはマスク着用をお願いする。さらに、参加者の座席については、座席間のスペースを1m程度空け、濃厚接触を避けるように配慮する。参加者には、式当日の朝、自宅で体温測定と風邪の症状の有無の確認をお願いし、記入用紙に名前と体温と症状の有無を記載し、受付に提出してもらう。発熱や咳などの風邪の症状、体調不良等がある場合、式への出席を控えていただくようお願いする。

3 学校給食に関すること

- (1) 給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を徹底する。
- (2) 給食の配食を行う児童及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代える。
- (3) 児童全員が食事の前の手洗いを徹底する。
- (4) 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないように「机を向かい合わせにしない」「食事中の会話を控える」などの対応を行う。

4 合唱部及び弦楽部活動に関すること

- (1) 両活動の実施に当たっても3つの条件が重ならないよう実施内容や方法を工夫する。
 - ① マスクは飛沫拡散防止の効果があるため原則、着用とするが、体育館での動画・写真撮影時等、表現上の問題を勘案して適宜判断する。音楽室での練習で発声したり、息を強く吐き出したり吸ったりする活動を行う場合は、マスクを着用している場合でも、部員同士の距離は、発声する前方向に1.5m程度(最低1.2m)、左右は密が発生しない程度を確保し、児童同士が向かい合う配置は避ける。また、換気が十分にされていることを留意する。
 - ② 弦楽部の練習は、楽器を共有しないようにし、パートや学年毎に違う練習室を設定するなどして少人数で取り組んでいく。
- (2) 教室等の使用に当たっては、短時間の使用とし、一斉に使用しないようにする。
- (3) 児童に発熱等の風邪の症状が見られる時は自宅で休養するよう指導する。
- (4) 12月2日(水)に予定されていた弦楽・合唱クリスマスコンサートは、今年度は動画を撮影し、各学級で鑑賞したり、DVDにしてご家族に見ていただいたりする形で行った。特別に写真業者にスナップ写真を撮影してもらい、購入希望の保護者には改めてネット販売の登録をしてもらった。
- (5) 弦楽部は、3月19日(金)の卒業式のために、合唱組曲「いつまでも心に」の「序曲」と退場曲「進めよ 希望はるか」の2曲を練習し、事前に動画撮影を行う予定である。また、合唱部は、来年度4月8日(木)の入学式のために、歓迎の歌「友情の花」を練習し、感染防止対策を取りながら当日合唱する予定である。

5 教育実習に関すること

- (1) 実習生の服装については、更衣室での密集を避けるため、実習初日と最終日のみ正装とし、その他は運動着での出勤とする。
- (2) 実習生の昼食については、各自お弁当を毎日持参し、控室で昼食をとることとする。
- (3) 更衣室は、貴重品の管理のためにロッカーのみ使用し、貴重品管理後の実習生控室(その他の荷物置き場)と昼食場所は、1~3学年配属は会議室、4~6学年配属は実習室に分散する。
- (4) 「実践実習(3・4年次)、養教別科」の実習期間を3週間から2週間に短縮し、短縮した1週間分の40時間は、みのりSF週間にスクールサポーターとして、教育実習時と同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら活動してもらおう。
- (5) 実習生は、実習開始の2週間前から実習地(山形県)に居て毎日検温を行う。ただし、4年次の実習生で、他県(主に関東圏)での教員採用試験や就職面接が実習(準備)期間内

に控えている場合は、他県(主に関東圏)への移動となることから、帰県した翌日から2週間の自宅待機と健康観察を行った後に教育実習に参加することとする。

- (6) 実習終了後も、長期的な実践力を身に付けることを希望した3年生4名、4年生4名、大学院生1名、養教別科1名には、教育実習時と同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら活動してもらっている。

6 保護者の学習参観及び作品展に関すること

- (1) 1月29日(金)に実施予定の保護者の学習参観については、午前中に参観日を設け、5月の分散登校時のようにABCの3グループに分けた時差参観にするなどして密集を防ぐとともに、廊下からの参観のみとし密接を防ぐべく準備を整えていた。しかし、1月8日(金)の山形市校長会で市内の公立学校と情報交換を行い、山形県における新型コロナ対応の目安が「レベル4」に引き上げられている現状に鑑み、学習参観と学級懇談会を中止することを1月12日(火)に決定し、保護者に連絡メールで知らせた。授業の動画や学年・学級カリキュラムの成果と課題についての説明動画を限定配信することも検討したが、動画撮影や編集に時間をかけるよりも、年度内に学年の学習内容を全て履修し、適切に評価することを最優先すべきとの意見でまとまった。授業の様子や学年・学級カリキュラムの成果と課題については、引き続き、学級・学年便りで伝えていく。
- (2) 校内書初め展については、令和3年1月18日(月)～1月29日(金)の放課後の時間帯に予定どおり実施した。健康カードを職員室に提出の上、マスクを付けて観覧いただいた。

IV 感染拡大防止対策を踏まえた全般的な取組について

1 新型コロナウイルス感染症についての指導と学習

感染防止に向けた「指導の徹底」を基本にしつつも、児童が主体的に新型コロナウイルス感染症に向き合い、感染についての知識・技能の習得、感染防止についての思考力・判断力・表現力、コロナ禍における生き方等、学年の発達段階に応じた資質・能力を育成していく。そのために、養護教諭や栄養教諭との連携も視野に入れながら、生活科・総合・特別活動における保健学習や安全学習を学年や発達に即して実施する。

2 「3つの条件が同時に重なる場所や場面」を回避する工夫

- (1) 校庭や体育館、広い多目的教室、地域をフィールドにした学習活動を考える。
- (2) 教室での学習や給食では、向き合い対話することは極力避けること。話し合いの活動をする場合は、マスク着用や学習後の換気、手洗い、うがい、給水等の対応をする。
- (3) 調べ学習や読書、NHK番組、DVD、ICTコンテンツを活用しての学習の整理等、各教科の特性に応じた自学自習活動も取り入れるなどの工夫をする。全校や学年が集まることは避け、全校での集会活動は動画配信やZoom等によるオンラインで行う。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策として、冬季は、空気検査を行った学校薬剤師の助言を参考に、「二段換気」を取り入れる。教室の高窓の前後2か所を常時全開にして

おくとともに、階段の踊り場やワークルーム前の廊下等、ブロックで決めた1か所を常時15cm程度開けておくことで、新鮮な空気を常時少しずつ教室に取り入れるようにし、換気により室温と湿度が一気に低下するのを防ぐ。今後とも、飛沫の水分蒸発によるエアロゾル感染を防いでいくために、加湿器の使用に加えて、40～60%程度の湿度に保つための工夫を模索していく。

- (5) 音楽室や教室で歌う、音読する場合は、円形に広がるなど近距離での発声を避ける。マスクは飛沫拡散防止の効果があるため、原則着用する。マスクを着用している場合でも、児童の距離は発声する前方向に1.5m程度(最低1.2m)、左右は密が発生しない程度を確保し、児童同士が向かい合う配置は避ける。また、換気が十分にされていることを留意する。
- (6) 県の注意・警戒レベルが4(【特別警戒】感染が拡大傾向にある状態)に引き上げられていたため、合唱や調理実習等の感染対策を講じてもおお感染リスクが高い活動を一旦停止していた。この度注意・警戒レベルが3(【警戒】感染の広がりが懸念される状態)に引き下げられたので、感染対策を講じながら活動を再開する。

V その他の配慮事項について

下記の1～8の事項については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」(2020.12.3文部科学省)により実施する。

1 出席停止の取り扱いについて

全国で感染者数の累計が最も少ない鳥取県では、新型コロナウイルスの感染が拡大し、警戒が必要な都道府県を感染警戒地域として独自に指定(原則毎日更新)し、当該地域との往来に警戒を呼び掛けている。この「鳥取県 感染警戒地域区分」を活用し、往来の必要性について保護者に十分に検討していただき、往来する場合は事前に学校に連絡してもらい、感染予防対策を徹底するなど慎重に行動していただくよう注意を呼びかけてきた。

しかし、山形県が既に、県外との往来について、「感染が拡大している地域」を「最近の新規感染者数が多い地域」と変更し、対象となる地域を毎週、厚生労働省発表に応じて更新し、県ホームページで公表するようになっていることを受け、本県の基準に従うことにする。3月8日時点では、「最近の新規感染者数が多い地域」の該当都道府県はないが、緊急事態宣言の発令期間が3月21日まで再延長された対象区域(東京、埼玉、千葉、神奈川の4都県)との不要不急の往来は、受験等を除き控えていただくよう保護者に引き続き協力をお願いする。同居の家族が緊急事態宣言の対象区域や最近の新規感染者数が多い地域を往来したことのみに基づき、児童に自宅待機を求めることはしないが、児童が往来した場合は、帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまで、登校しないこととする。該当する場合は事前に学校に申告してもらう。

児童の感染が判明した場合又は児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童に対し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条に基づく出席停止の措置を取る。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。また、児童に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。この

場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」として扱う。これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

2 医療的ケアが日常的に必要な児童や基礎疾患等のある児童等について

(1) 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する場合においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童（以下、「基礎疾患児」という。）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をする。その他、家庭の事情で新型コロナウイルス感染防止のため自主的に子どもを休ませる家庭も予想される。

これらにより、登校すべきでないとして主治医や学校医に判断された（保護者が判断した）場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 学校教育活動における感染対策

学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げするため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

3 海外から帰国した児童（編入希望者を含む）への対応について

日本での緊急事態宣言の発出に伴い、海外から日本に帰国・再入国するすべての児童は、出国前 72 時間以内に実施された新型コロナウイルス感染症に関する検査を受け、陰性であることの検査証明を入国時に検疫官に提出する必要がある。また、検疫所長が指定する場所（自宅など）で入国の次の日から起算して 14 日間待機する滞在場所を確保すること、到着する空港等から、その滞在場所まで公共交通機関を使用せずに移動する手段を確保すること、入国後に待機する滞在場所と、空港等から移動する手段を検疫所に登録することが求められている。加えて、入国した日の過去 14 日以内に入管法に基づく『入国拒否対象地域』に滞在歴のある児童は、新型コロナウイルスの検査を受けること、検査結果が出るまで、原則空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機することが求められている。現在は、検査方法が、PCR 検査から抗原検査に変更になった為、2～3 時間で検査結果が出ているという。これら政府の要請に基づく手続きを経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させる。

4 心のケアについて

学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把

握し、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等も含めた「まつなみ支援室」による支援等を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

例年行っているいじめアンケートに替えて、山形県公認心理士・臨床心理士協会の教育分野委員会の資料を参考に作成した「新型コロナウイルス・ストレスチェックシート（山形大学附属小学校）」を活用し、子どもたちの体と心の状態の把握に努め、心のストレスや体の不調に寄り添っていく。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の抑止について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。さらに、全校朝会等で説明を行い、差別・偏見につながるような行為が許されないことを指導するとともに、保護者にも、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた大臣メッセージを送付するなどしながら啓発していく。

6 教職員の出勤等の服務について

教職員本人が罹患した場合や、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延するおそれがある場合には、在宅勤務により学校へ出勤させないようにすることなど、教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行う。なお、職員間の打合せは、Z o o mを活用して学年ごとに分散して行ったり、職員室の対面机に「SPLASH BLOCKER」を設置したりして3密を避けるように工夫する。

7 学童保育みのりクラブとの連携について

学校を再開する場合でも、学童保育みのりクラブにおいて密集を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要である。このため、特別教室、図書館、体育館、校庭等が使用可能である場合は、積極的に学校施設を活用した連携を推進する。

8 児童又は教職員の感染が判明した場合の臨時休業の考え方について

児童又は教職員の感染が判明した場合には、附属学校運営部、山形大学保健管理センター、学校医に速やかに報告し、感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について山形大学新型コロナウイルスに係る総合対策本部及び附属学校運営部と十分に相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。この際、山形大学保健管理センター並びに学校医ともよく連携する。また、必要に応じて学校を一時的に閉鎖し、山形市保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じる。

※【参考】学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業） 第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時

に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性など、個別の事情を把握・分析し、山形大学新型コロナウイルスに係る総合対策本部及び附属学校運営部と十分に相談の上、臨時休業すべきか否かを判断する。具体的には、以下のとおりとする。

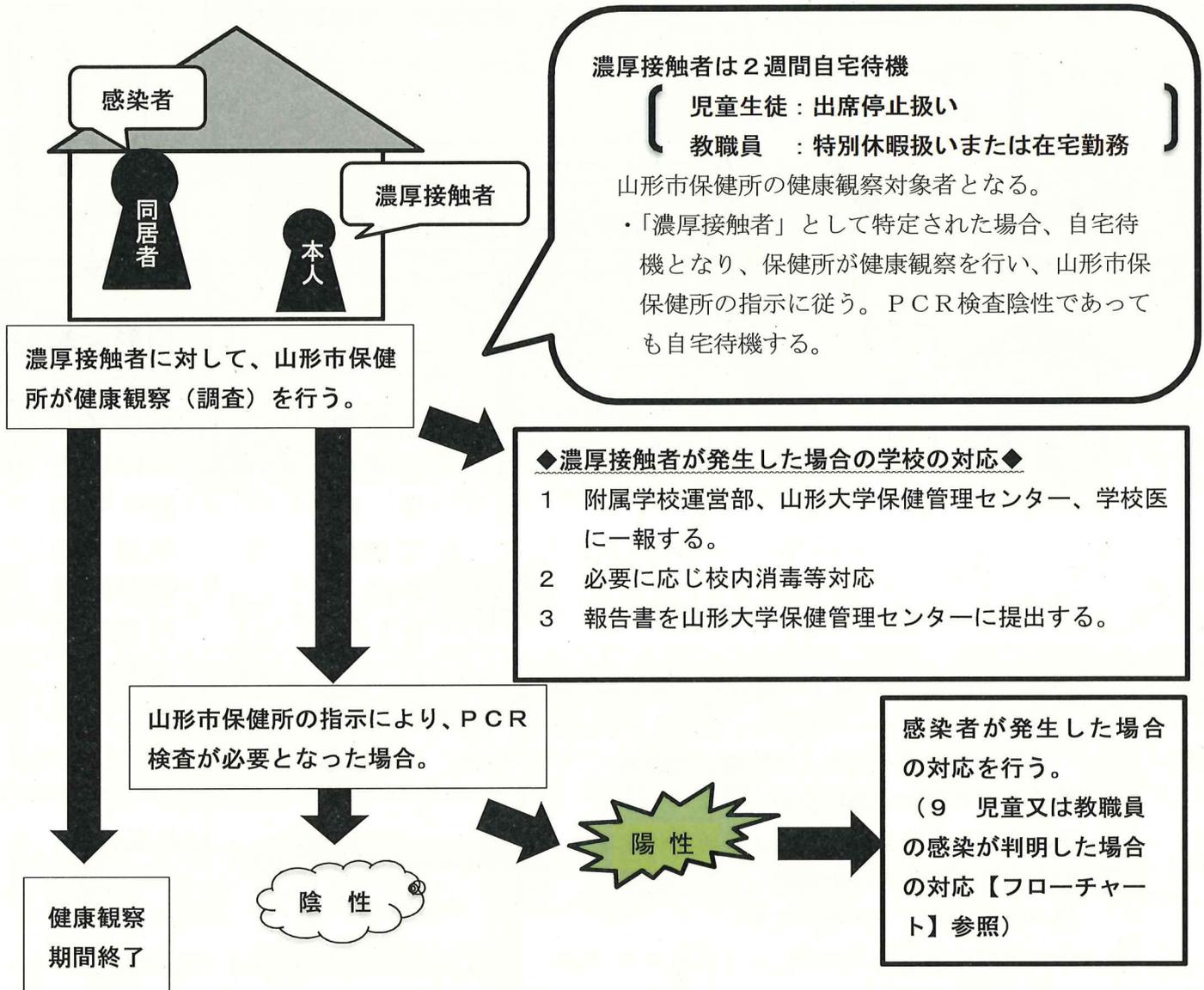
- ア. 学校内における活動の態様 ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認する。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認する。
- イ. 接触者の多寡 ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認する。
- ウ. 地域における感染拡大の状況 ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言える。
- エ. 感染経路の明否 ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まる。一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言える。

10 児童又は教職員が濃厚接触者となった場合の対応について

※山形市教育委員会資料参考

濃厚接触者とは・・・

- ・同居や長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者の診察や看護もしくは介護をしていた者
- ・手で触れることのできる距離（目安として1m）で、マスク等必要な感染予防策無しで、患者と15分以上の接触があった者



11 同居している家族等が濃厚接触者と特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合の初動対応

- ① 学校は、当該児童生徒を自宅待機（出席停止）とするとともに、学校がクラスターとならないよう、活動内容に対応した感染防止対策を講じた上で、学校教育活動を行う。
- ② 家族のPCR検査結果が判明するまでに、共有スペース等の消毒、当該児童生徒等の学校と関連する行動範囲や行動歴などの確認、濃厚接触者となり得る者の把握、濃厚接触者となった場合の対応の確認を行う。
- ③ 学校は、速やかに附属学校運営部、山形大学保健管理センター、学校医に一報する。

【参考資料 1】

令和3年1月27日

保護者の皆様

山形大学附属小学校
校長 樋口 潤一

連絡.mobi オンラインシステムの正式運用について

厳寒の候、保護者の皆様には本校の教育活動に対しまして温かいご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、12月8日（火）更新の学校再開ガイドラインでもお知らせしていた「にここ健康カードのデジタル化」に向けてのテスト運用にご協力いただきありがとうございました。株式会社アイアールへのシステムの評価・改善を経て、下記のとおり、令和3年2月1日（月）より正式に4つの機能全ての運用を開始いたします。

なお、今回のシステム導入は、カード忘れや確認印の漏れの児童が一定の割合で続いており、その確認作業が朝の学習活動に影響していることによるものです。今後、健康カード未入力の場合は、これまで欠席・遅刻の電話に対応していた教頭・教務主任等から、健康状態についての確認の電話をさせていただきます。今後とも、家庭や学校で感染を広げないためにも、毎朝の検温及び風邪症状の確認の徹底をお願いいたします。

記

令和3年2月1日（月）より正式に運用する4つの機能

342 : 山形大学附属小学校

①健康観察カードのオンライン化（6:00~7:50）

起床時の体温を計測し、児童生徒と同居のご家族の健康状態を一緒に報告してください。出席番号を絶対に間違えないでください。送信したつもりでも届いていなかったり、他のご家庭の情報を上書きしてしまったりする場合があります。

健康観察
カード



緊急連絡



欠席・遅刻



PCR
検査報告



②緊急連絡のオンライン化（24時間）

放課後・土日祝・夏休み等の長期休暇期間中、事故や事件の報告をしていただくと、管理職を通して学校にメールで連絡できます。

④PCR検査報告のオンライン化（24時間）

PCR検査の対象となった場合は速やかに学校に連絡してください。児童生徒だけでなく、同居のご家族皆さんの報告にご利用ください。

© 2011-2021 連絡.mobi

③欠席・遅刻連絡のオンライン化（6:00~7:50）

欠席・遅刻に関して担任に相談したい場合は、連絡事項に記入して報告していただくと、空き時間に折り返し連絡します。

【サービスへのアクセス方法】

PC・タブレット・スマホ等で下記 URL にアクセスし、必ず「Bookmark（お気に入り）」に登録してください。

<https://www.renraku.mobi/school/342-2/>



【参考資料 2】

令和3年2月吉日

卒業生保護者の皆様

山形大学附属小学校
校長 樋口 潤一

令和2年度 卒業証書授与式について（ご案内）

窓から入る春めいた日差しがうれしいこの頃、ゆずりは学年の保護者の皆様には、お子さまの卒業を目前に控え、6年間の成長に感慨もひとしおのことと存じます。

さて、令和2年度卒業証書授与式を下記により行います。

つきましては、万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できるだけ時間を短縮できるよう内容を精選して実施させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、新たな対応を迫られることも予想されます。今後の連絡は緊急メールを通して行うことになりますので、その都度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和3年3月19日（金） 午前9時 開式
- 2 場 所 附属小学校 体育館
- 3 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について
 - (1) 式への参加は、卒業生とその保護者（お子さん一人につき2名以内）及び一部の来賓（PTA会長のみ）、一部の教職員（管理職と卒業担任、運営担当教員）に限定し、在校生は各教室でオンラインでの視聴とします。
 - (2) 会場の入り口にアルコール消毒を設置し、体育館は高窓を開放し換気した状態で、参加者にはマスク着用をお願いします。
 - (3) 参加者の座席については、座席間のスペースを1m程度空け、濃厚接触を避けるように配慮します。
 - (4) 式は午前10時頃終了予定です。その後、児童は校舎内で門出式、保護者は体育館でPTA解散式を行います。児童が体育館に戻り次第、記念撮影を児童及び教職員のみで行い、午前11時頃には全て終了予定です。
- 2 卒業生の保護者の皆様へのお願い
 - (1) 参加者は、式当日の朝、ご自宅で体温測定と風邪の症状の有無の確認をお願いします。別添の記入用紙にお名前と体温と症状の有無を記載し、受付に提出してください。発熱や咳などの風邪の症状、体調不良等がある場合、式への出席を控えてくださるようお願いいたします。欠席の連絡については、電話（641-4444）にてお知らせください。
 - (2) 受付は、高学年昇降口で行います。お子さんは、教室で5年生に胸花をつけてもらいますが、保護者の皆様は、そのまま体育館に移動してください。午前8時30分から午前8時45分まで受付を済ませ、午前8時50分まで着席してください。
 - (3) 卒業生と担任は一旦退場しますが、記念撮影を行うために体育館に戻ります。保護者の皆様はお子さんの荷物をお預かりください。撮影が終わったクラスから解散となります。
 - (4) 駐車場については、幼稚園西側職員駐車場を送迎場所としてのみ利用することを可能としますが、駐車についてはご遠慮ください。

【参考資料 2】

令和2年度 山形大学附属小学校 卒業証書授与式

健康カード

卒業生 とその保護者 (2名以内)の 名前	式当日 (3/19)の 朝の体温	発熱や咳などの風邪 の症状、体調不良等 の有無(どちらかに ○)	保護者 印
		あり・なし	
		あり・なし	
		あり・なし	

【参考資料 3】

令和3年3月吉日

ご来賓の皆様へ

山形大学附属小学校

校長 樋口 潤一

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る卒業式並びに入学式への 対応について(お知らせ)

寒さの中にも春の息吹が感じられるようになりました。貴殿におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、安倍総理大臣が政治判断として、全国小中高等学校、特別支援学校の春休みまでの臨時休校を要請してから一年が経ちましたが、依然として新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況です。

また、山形県教育委員会より県立学校あてに、裏面のとおり「県立学校における卒業式等の実施について」の通知がありました。このことも踏まえて、本校といたしましては、できるだけ時間を短縮できるよう内容を精選し、別添の保護者向けのお知らせのような対応で実施することにいたしました。

さらに、3月1日(月)の附属学校運営会議で、令和3年度の入学式についても同様の対応をとることを、運営部と四附校園長等と確認いたしました。

本来であれば、ご来賓の皆様にも子ども達の門出や入学を盛大にお祝いしていただきたくご案内申し上げますところですが、残念ながら見送らせていただきますことをご報告申し上げます。

【参考資料 3】

令和3年2月17日

県立学校における卒業式等の実施について

※「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕1から4」に区分される場合

1 基本的な考え方

年度末・年度始めに実施する、卒業式・入学式等儀式的行事については、その教育的意義も踏まえながら、「3密」対策を行ったうえで適切に実施する。

2 対策内容

(1) 基本的な感染防止対策

- ① 児童生徒及び教職員について、登校前の症状の有無の確認や体温測定等を徹底し、発熱や咳等の風邪症状のある場合は、出席を控える。
- ② 参加者の身体的距離は十分確保し、マスクの着用を徹底する。(不織布マスクを推奨する。)
- ③ 換気について、着衣等による防寒対策を行いながら、こまめな換気(2方向の窓や戸を開け30分に1回以上、数分間程度)の実施を徹底する(または常時少し窓を開ける)。機械換気が整備されている場合は活用する。

(2) 開催方式の工夫

- ① 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。
- ② 参加人数を制限する。
 - ア 卒業生(または新入生)及び教職員を基本とする。
 - イ 保護者は、各家庭2名以内とする。

なお、当日は健康観察を徹底し、発熱や咳等の風邪症状のある場合は出席を御遠慮いただく。
 - ウ 在校生は会場の収容人数を勘案して参加人数を判断する。
 - エ 来賓の参加は原則、御遠慮いただく。
 - オ 別会場からのオンライン参加などにも配慮する。
- ③ 合唱は演奏の録音を流すなどの工夫を検討する。事情等により合唱を実施する場合は、曲数を厳選するなど可能な限り時間を短縮するとともに、マスクの着用を徹底したうえで、身体的距離(できるだけ2m(最低1m))を確保し、原則、常時換気とする。

※〔県の注意・警戒レベル〕が5に引き上げられた場合は、開催方法等を別途指示する。

以上

【参考資料 4】

令和 3 年 2 月 5 日

令和 3 年度入学児童保護者の皆様

山形大学附属小学校
校長 樋口 潤一

令和 3 年度入学式について（ご案内）

立春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。お子さまの小学校へのご入学、誠におめでとうございます。

さて、令和 3 年度山形大学附属小学校入学式を下記の通り行います。

つきましては、本校の職員、児童一同、お子さまを迎える日を楽しみにしておりますので、ご来校くださいますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和 3 年 4 月 8 日（木）
受付 午前 8 時 3 0 分～9 時まで（厳守してください）
開式 午前 9 時 3 0 分
式終了予定 午前 1 0 時 3 0 分
下校予定 午前 1 1 時ごろ
- 2 場 所 山形大学附属小学校 体育館
*受付場所 低学年昇降口（合格通知書を提示してください。）
- 3 参加人数 1 家庭につき 2 名の予定
- 4 持ち物
 - ① 合格通知書
 - ② 上履き（お子さん用、保護者用それぞれご用意ください）
 - ③ ランドセル（リュックサックでも可）
 - ④ 新入児保護者オリエンテーションで説明した、下記の物をお持ちください。
 - ・確認書 ・諸会費預金口座振替依頼書 ・児童家庭基本調査書
 - ・保健調査票 ・食物アレルギー調査票 ・通学カード ・下校調査用紙類
 - ・臨時通学・携帯所持カード ・携帯電話届出書（希望者のみ）（オリエンテーションで配付した袋に入れてきてください。入学式当日、提出していただく予定です。）
 - ⑤ 大きめの袋・手提げバック（名前を記入するため、学用品を持ち帰ります）
- 5 その他
 - ◆ 学級編制は、4 月 6 日（火）午前 9 時から 7 日（水）午後 5 時までの 2 日間、低学年昇降口に掲示します。正門から入り、ご覧ください。
また、ホームページ上でも、同時刻に受験番号でご覧いただく予定です。
 - ◆ お子さんのネームプレートは、入学式当日にお渡しする予定です。
 - ◆ 新型コロナウイルスの感染状況により、式の時間帯や参加人数、持ち帰り物品等に大幅な変更が出てくることも予想されます。どうぞご了承ください。
 - ◆ 入学式に関して、変更点がある場合などは、連絡メールシステムで連絡いたします。新入児童保護者オリエンテーションで配付した「連絡、mobi Ver.6 設定手順書」を読んで、2 月 12 日（金）まで、必ずご登録ください。ご協力、よろしくお願いたします。

【参考資料 5】

令和3年3月10日

新入学児童保護者の皆様

山形大学附属小学校
校長 樋口 潤一

新型コロナウイルス感染症に係る入学式への対応について(お知らせ)

桜の開花が待ち遠しい季節となりました。保護者の皆様には本校の教育活動に対しまして温かいご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本校では、来る4月8日(木)に予定されている入学式について、3月1日(月)の附属学校運営会議の場で、山形大学対策本部の方針に基づき卒業式と同様の対応をとることを、附属学校運営部と四附校園長等と確認いたしました。

つきましては、感染拡大を防ぐために、できるだけ時間を短縮できるように内容を精選し、下記のような対応で実施することいたしましたのでお知らせいたします。

なお、新たな対応を迫られることも予想されます。今後の連絡も、緊急メールを通して行うこととなりますので、その都度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1 入学式における対応について

- (1) 入学式への参加は、新入学児童とその保護者(お子さん一人につき2名)及び一部の教職員(管理職と1年担任、運営担当教員)に限定し、在校生は各教室でオンラインでの参加とします。
- (2) 会場の入り口にアルコール消毒を設置し、体育館は高窓を開放し換気した状態で、参加者にはマスク着用をお願いします。
- (3) 入学式参加者の座席については、座席間のスペースを1m以上空け、濃厚接触を避けるように配慮します。
- (4) 午前9時10分から保護者会結成を行った後、午前9時30分に開式し、午前10時頃式終了予定です。新入児童が一旦教室に退場後、学年担任団からの連絡等を引き続き体育館で行います。
- (5) 午前10時35分頃から、1組から順番に写真撮影(感染状況が悪化した場合は新入学児童及び教職員のみ)を行い、終わったらお子さんと一緒に教室に向かいます。密を避けるため、1列で、やや間隔を開けて移動し、途中のプレールームで提出物を提出して下校用リボンをもらいます。教室の荷物を取った方から下校となり、午前11時頃の完了を予定しております。

2 新入児童保護者の皆様へのお願い

- (1) 参加者は、入学式当日の朝、ご自宅で体温測定と風邪の症状の有無の確認をお願いします。お手数ですが、別添の記入用紙をプリントアウトし、お名前と体温と症状の有無を記載し、受付に提出してください。発熱や咳などの風邪の症状、体調不良等がある場合、入学式への出席を控えてくださるようお願いいたします。

※ 欠席の連絡については、電話(641-4444)にてお知らせください。

- (2) 午前8時30分～午前9時まで低学年昇降口で受付を済ませ、保護者の方はそのまま体育館へ向かい、午前9時05分まで着席してください。お子さんは係の者が教室に誘導します。
- (3) 体育館は高窓を開放した状態で寒いことが予想されますので、防寒対策を十分行ってください。天候によっては、新入学児童は、入学許可・入学児童氏名読み上げの際も、防寒着とマスク着用のまま行います。その場合、式終了後の記念撮影の時のみ防寒着とマスクを脱ぎます。
- (4) 駐車場については、幼稚園西側職員駐車場を送迎場所としてのみ利用することを可能としますが、駐車についてはご遠慮ください。 ※ 利用方法については、別添の地図を参照してください。

【参考資料 5】

別 添

令和3年度 山形大学附属小学校 入学式

健康カード

新入児童 とその保護者 (2名)の名前	入学式当日 (4/8)の朝 の体温	発熱や咳などの風邪の 症状、体調不良等の 有無(どちらかに○)	保護者 印
		あり・なし	
		あり・なし	
		あり・なし	

【参考資料 6】

新型コロナウイルス感染症 発生対応記録

報告受付月日 令和 年 月 日 (曜日) 時 分 受話者 ()

児童名 _____ 年 _____ 組 _____ 名前 _____

連絡者	母親 ・ 父親 ・ 祖母 ・ 祖父 ・ その他 ()
今後の連絡先	(例) 母携帯 090-0000-0000
状況	本人 ・ 母親 ・ 父親 ・ その他 () 濃厚接触者 ・ 感染の疑い (検査段階) ・ 陽性診断あり
経過	感染が疑われる症状が出た日：令和 年 月 日 () 症状：発熱 (°C) 咳 ・ 鼻水 ・ のどの痛み 倦怠感 ・ 嗅覚異常 ・ 味覚異常 ・ その他 () 受診状況 月 日 () 病院 月 日 () PCR 検査日：令和 年 月 日 () 予定 ・ 実施済み PCR 判明日：令和 年 月 日 () 予定 ・ 確定
現在の療養場所	発症 (疑い) 者 児童
家族構成 (学校名等も記入)	
児童の直近の登校日	月 日 ()
発生2日前からの行動歴	学童の利用の有無 バスの利用の有無 習い事の利用の有無を含む
保健所からの指示等	